

差出人: みどり公園課職員 <midori_koen@city.asaka.lg.jp>
送信日時: 2020年11月27日金曜日 17:54
宛先: xxmwg240@ybb.ne.jp
件名: お問い合わせの回答について

黒薮 哲哉 様

令和2年11月6日付けでご質問いただきました内容につきまして、次のとおり回答させていただきます。

今年中に、基地局を撤去すること。

【回答】

都市公園における携帯基地局の設置につきましては、工作物の新築工事として公園管理者の許可を得る必要があります、KDDI基地局については占用の許可を与えるための審査基準を満たしていることから許可を行ったものであり、撤去の予定はございません。

問題の公有地の賃借料を仮に月間6万円と想定したうえで、市長は、実際の賃料360円との差額を朝霞市に支払うこと。

【回答】

携帯基地局の占用料の額については、朝霞市都市公園条例第12条第2項に定められております。

令和2年11月27日

問合せ 朝霞市都市建設部みどり公園課長 大塚 繁忠
TEL 048-463-1111 内線2102
TEL 048-463-0374 (直通)
E-mail midori_koen@city.asaka.lg.jp